Pマーク付与指定機関に

日印産連

業界事情に即し審査

対象は9団体会員企業

㈳日本印刷産業連合会（山口政廣会長）は八月二十九日に㈶日本情報処理開発協会（JIPDEC）から「プライバシーマーク付与指定機関」に認定され、九月十日から指定機関としての業務を開始した。審査対象は、印刷関連団体としてすでに指定機関としての活動をしている日本グラフィックサービス工業会（ジャグラ）加入企業をのぞく、会員九団体の加盟企業。「㈳日本印刷産業連合会プライバシーマーク審査センター」で運営する。

山口会長

プライバシーマーク制度は、一九九八年四月に運用を開始し、その後制度に対する信頼の向上に伴いすでに全国で八二七九（九月三日現在）の事業所・団体が認定取得をしている。このうち印刷および印刷関連企業は八六六で一割強を占める。JIPDECでは、認定企業の増大に対応するため、審査体制の整備と強化をめざして指定機関の充実を図っており、日印産連は一四番目の指定機関となる。

印刷関連団体からは、すでにジャグラが指定機関としての活動をしており、日印産連はジャグラ会員を除く会員九団体の加盟企業を対象にプライバシーマークの付与認定業務を行う。

日印産連ではこれまで指定機関として指定を受けるための準備を進め、審査員の養成を行い、審査体制の充実を図った。また審査業務の性格上必須である審査室の安全管理体制の整備を進めた。認定の可否を判定する審査委員会を組織化し、認定の公平性を確保するために外部専門家として法曹界、大学研究機関、関連団体から一人ずつ参加する。これらの体制整備が認められ、今回指定を受けた。

日印産連は、印刷および印刷関連事業の特性を考慮したJIS規格準拠の個人情報保護のためのガイドラインを制定している。このガイドラインに基づく審査を行うことにより印刷および印刷関連事業者のための適正かつ公正な審査を目指す。また印刷および印刷関連事業の業務内容や技術などに精通した審査員による審査を行っていく。

日印産連は、これまでも経営労働委員会に「個人情報保護法対応研究会」を設け、「印刷産業における個人情報保護ガイドライン」の制定や『印刷現場における個人情報保護Q&A』の発行ならびにセミナーを開催するなど会員企業に対する個人情報保護のための諸活動を推進してきた。今後も同研究会の活動を継続していく。プライバシーマーク制度の指定機関になることによって、これらの諸活動とともに、会員企業の個人情報保護体制の整備および顧客を含む社会からの会員企業に対する一層の信頼の獲得に貢献していく。

㈳日本印刷産業連合会プライバシーマーク審査センターは、電話〇三―三五五三―六〇六五、FAX〇三―三五五三―六〇九一、Eメールinfo.pm@jfpi.or.jp。受付時間は午前九時から午後五時十五分まで（土、日、祝日を除く）。

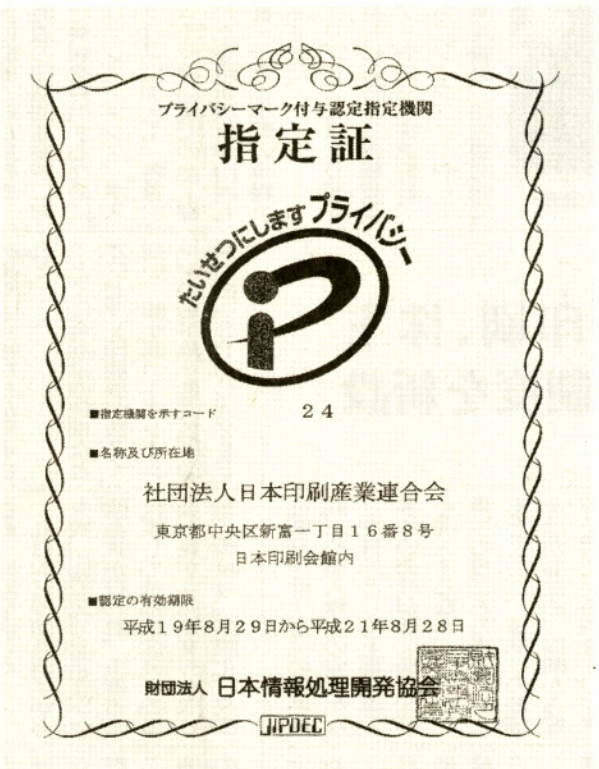

プライバシーマーク付与認定指定機関

指定証

たいせつにします プライバシー

■指定機関を示すコード　24

■名称及び所在地

社団法人日本印刷産業連合会

東京都中央区新富一丁目16番8号

日本印刷会館内

■認定の有効期限

平成19年8月29日から平成21年8月28日

財団法人 日本情報処理開発協会

JIPDEC

プライバシーマーク付与認定指定機関指定証